にっぽうニュース

（令和3年11月1日）

① 品種に関する事件

令和4年4月1日から弁理士の業務として、植物の新品種や地理的表示に関する相談等が追加されます。そこで、品種に関する事件を挙げてみます。

1. ブドウ

「シャインマスカット」は、日本では品種登録したが、外国では期限内に申請していなかった。そのため、中国や韓国で栽培され、日本産よりも安く、東南アジアなどで販売されている。

「ルビーロマン」も、日本では品種登録したが、外国では期限内に申請していなかった。海外への持ち出しを禁止したものの、韓国で生産・販売され、何者かに商標登録もされている。

2. イチゴ

韓国では、日本で開発された「レッドパール」や「章姫」などの品種が許諾により栽培されていたが、日本で販売する場合に開発者にロイヤリティーを支払うことになっていた。しかし、韓国の生産者はロイヤリティーを支払わず、無断で広く増殖されてしまった。さらに、「レッドパール」と「章姫」などを交配して「雪香」や「梅香」などの品種を開発し、それがアジア市場に流れている。

② 特許出願における審査請求の時期

特許出願をしても審査請求をしないと特許庁で審査が開始されません。審査請求は出願から3年以内にしないと出願を取り下げた扱いとなります。どのタイミングでしているか特許庁の統計データを挙げてみます。

出願件数（2017年）	出願年	1年目	2年目	3年目	審査請求合計件数
318,481	63,537	37,614	50,218	81,542	232,911
	20.0%	11.8%	15.8%	25.6%	73.1%

出願年

出願と同時に審査請求、さらに中小企業・個人・大学・公的研究機関であれば早期審査を申請することで、数ヶ月で権利化を目指すことができます。外国出願するかどうかの判断にも使えます。

1年目

出願から1年以内は、国内優先権を主張することで改良発明を追加した新出願が可能なので、それにより判断。

2年目

出願から1年6ヶ月で先行出願も公開されているので、改めて新規性・進歩性を判断。

3年目

本当に必要な特許かギリギリまで判断したい場合。特許は出願から20年で満了するので、登録が遅くなれば期間が短くなります。他に、出願の状態を長く維持することで、他社を牽制するのに使えたりもします。

こちら特許部

NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp